

通知例 1 (規則第 6 条関係)

人委第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 (請求人) 様

栃木県人事委員会委員長 〇〇〇〇

不利益処分に関する審査請求の受理について (通知)

〇年〇月〇日付けであなたがなされた不利益処分に関する審査請求については、下記のとおり受理しましたので、不利益処分についての審査請求に関する規則 (平成 14 年栃木県人事委員会規則第 16 号) 第 6 条第 4 項の規定により通知します。

また、処分者に対しては、審査請求の受理とともに答弁書提出依頼の通知をしましたので、その写しを送付します。

なお、審議の過程で、当該審査請求が受理の要件を満たさないことが判明した場合は、却下となることがあります。

記

- | | | | | |
|---|-------|--------------|---------|--------|
| 1 | 審査請求人 | 〇〇〇〇 | | |
| 2 | 処分者 | 〇〇〇〇 | | |
| 3 | 受理年月日 | 〇年〇月〇日 | | |
| 4 | 事案の表示 | 〇年 (不) 第〇号事案 | | |
| 5 | 審理方法 | 書面審理 | 非公開口頭審理 | 公開口頭審理 |

通知例 2（規則第 6 条、第 23 条関係）

人委第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇（処分者）様

栃木県人事委員会委員長 〇〇〇〇

不利益処分に関する審査請求の受理並びに答弁書及び書証等の提出について（通知）

〇年〇月〇日付けで、〇〇〇〇からなされた不利益処分に関する審査請求について、下記のとおり受理しましたので、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 14 年栃木県人事委員会規則第 16 号）第 6 条第 4 項の規定により、審査請求書の副本を添えて通知します。

ついては、（同規則第 52 条において準用する）同規則第 23 条第 1 項の規定により、答弁書の提出を求めますので、下記注意事項に留意の上、処分の理由に関する具体的な説明及び審査請求人の主張に対する認否等を記載した答弁書正副各 1 通並びに自己の主張を裏付ける書証等正副各 1 通を〇年〇月〇日（〇）までに当委員会に提出してください。

また、この事案の審査手続に関する代理人を選任する場合には、同規則第 15 条第 4 項の規定により代理人選任届出書を当委員会に提出してください。

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 審査請求人 | 〇〇〇〇 |
| 2 処分者 | 〇〇〇〇 |
| 3 受理年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 4 事案の表示 | 〇年（不）第〇号事案 |
| 5 審理方法 | 書面審理 非公開口頭審理 公開口頭審理 |

（注意事項）

- ① 答弁書には、当該処分にあたり適用した法律、条例、規則等の根拠条文を明示するとともに、当該法律、条例、規則等及び処分に至る手続きを証する書類等を書証で提出すること。
- ② 答弁書には、当該処分の根拠となる法律、条例、規則等を適用した具体的な事実を明示すること。
- ③ 答弁書作成にあたっては、事実と評価は異なること、『・・・の評価をしたという事実』と『その評価の対象となった事実』とは異なることに十分留意すること。
- ④ 書証の提出にあたっては、書証申出書とともに提出することとし、書証番号（「乙 1 号証」から始まる一連番号）を書証の右上に表示すること。
- ⑤ 書証を提出した場合には、主張との関連を明白にするため、当該主張を裏付ける書証の号証を答弁書の主張ごとにその末尾に括弧書きで記載すること。

通知例 3（規則第 23 条関係）

人委第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇（請求人）様

栃木県人事委員会委員長 〇〇〇〇

〇年（不）第〇号事案に係る答弁書の送付並びに反論書及び書証等の提出について
（通知）

標記事案について、処分者から〇年〇月〇日付け答弁書の提出がありましたので、同書の副本を送付します。

また、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 14 年栃木県人事委員会規則第 16 号）（第 52 条において準用する同規則）第 23 条第 2 項の規定により反論書の提出を求めますので、処分者の主張に対する請求人の認否等を記載した反論書正副各 1 通及び自己の主張を裏付ける書証等正副各 1 通を〇年〇月〇日（〇）までに当委員会に提出してください。

なお、反論書の作成及び書証の提出については、別添「反論書について」等を御覧ください。

(別添)

反論書について

栃木県人事委員会

1 反論書等の作成・提出について

処分者が答弁書（○年○月○日付け）で行った主張に対する請求人の認否及びその理由等を記載した書面を、別添の反論書を用いて正副各1通作成し、書証及び書証申出書とともに当委員会へ提出してください。

提出期限は、○年○月○日（○）です。

2 反論書の記載事項及び書証の提出について

(1) 認否、その理由及び書証の提出等

別添の反論書の別表（処分者の主張に対する認否等整理表）には、処分者の主張する事実が整理されています。それぞれ、冒頭に項目見出しと記載書面の該当ページが表示され、〔ア 処分者の主張事実〕欄に事実内容が記載されています。

請求人は、これら事実についての認否（認める、否認する又は知らないの別）及びその理由等を、各事実について設けられた記載欄（〔イ 請求人の認否及びその理由等〕欄）に、以下の要領で記載し、理由を裏付ける書類がある場合には、書証として提出してください。

ア 〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を認める場合

〔イ 請求人の認否及びその理由等〕欄に、「認める。」と記載してください。

また、その事実を認めた上でこれに反論する場合は、反論内容を具体的に記載してください。当該反論を裏付ける書類がある場合には、書証として提出してください。書証を提出する場合には、反論との関連を明白にするため、当該反論を裏付ける書証の号証を反論書の反論ごとに、その末尾に括弧書きで記載してください。

イ 〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を否認する場合

〔イ 請求人の認否及びその理由等〕欄に、「否認する。」と記載してください。また、反論することがあれば、反論内容を具体的に記載してください。当該反論を裏付ける書類がある場合には、書証として提出してください。書証を提出する場合には、反論との関連を明白にするため、当該反論を裏付ける書証の号証を反論書の反論ごとに、その末尾に括弧書きで記載してください。

ウ 〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を知らない場合

〔イ 請求人の認否及びその理由等〕欄に、「不知。」と記載してください。また、反論することがあれば、反論内容を具体的に記載してください。当該反論を裏付ける書類がある場合には、書証として提出してください。書証を提出する場合には、反論との関連を明白にするため、当該反論を裏付ける書証の号証を反論書の反論ごとに、その末尾に括弧書きで記載してください。

エ 〔ア 処分者の主張事実〕欄の事実の一部を認め、残りの部分を否認する（又は知らない）場合

ABC 等の符号と下線を用いて、認める部分と否認する（又は知らない）部分とを識別できるように記載し、それぞれの部分について、上記ア～ウに準じて、認否及びその理由等を具体的に記載してください。当該理由等を裏付ける書類がある場合には、書証と

して提出してください。書証を提出する場合には、当該理由等との関連を明白にするため、当該理由等を裏付ける書証の号証を反論書の理由等ごとに、その末尾に括弧書きで記載してください。

- ※1 以上の認否及びその理由等の記載については、別添記載例も参考にしてください。なお、記載欄が不足する場合は、適宜、請求人において別紙を補充の上記載してください。
- ※2 処分者が主張する事実について、請求人が何も記載しないときは、請求人がその事実を認めたものとみなされることがあります（不利益処分についての審査請求に関する規則第31条）。記載漏れののないよう御注意ください。
- ※3 書証の提出にあたっては、書証申出書とともに提出してください。また、書証には、書証番号（「甲第1号証」から始まる一連番号）を右上に表示してください。

(2) その他反論

処分者の主張内容（処分説明書、答弁書に記載されている処分者の主張内容に限られます。）について、上記認否及びその理由等以外にも記載したいことがありましたら、別表末尾の「第2 処分者の主張に対する請求人の反論」に、具体的に記載してください。当該反論を裏付ける書類がある場合には、書証として提出してください。書証を提出する場合には、反論との関連を明白にするため、当該反論を裏付ける書証の号証を反論書の反論ごとに、その末尾に括弧書きで記載してください。

その他、御不明な点がありましたら、当委員会事務局までお問い合わせください。

処分者の主張に対する認否等整理表（〇年（不）第〇号事案反論書）の記載例

この記載例は、架空の事例をもとに、認否及びその理由等の記載の仕方を参考表示したものです。

1〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を認める場合（単に認めるのみの場合）の記載例

(1) 答弁書 第1（1ページ）
〔ア 処分者の主張事実〕 ① 請求人は、〇〇年4月10日午前10時ころ、栃木県宇都宮市埴田地内に所在する「ジュエリー関東埴田店」で、居合わせた警察官に、ロレックスの紳士用腕時計を窃取したとして現行犯逮捕された。
〔イ 請求人の認否及びその理由等〕 記載例 認める。

2〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を認める場合（認めた上で反論する場合）の記載例

(1) 答弁書 第1（1ページ）
〔ア 処分者の主張事実〕 ① 請求人は、〇〇年4月10日午前10時ころ、栃木県宇都宮市埴田地内に所在する「ジュエリー関東埴田店」で、居合わせた警察官に、ロレックスの紳士用腕時計を窃取したとして現行犯逮捕された。
〔イ 請求人の認否及びその理由等〕 記載例 認める。しかし、私はいかなる財物も窃取しておらず、逮捕は不法である。私は、「ジュエリー関東埴田店」において、陳列されていたロレックスの紳士用腕時計の機能について説明を受けたく思い、建物内を見回したが、建物内には店員が一人も見当たらなかったため、戸外でショーウィンドーを拭いていた同店の店員に説明を受けようとして、当該腕時計を持ち出し、戸外に出たところ、居合わせた警察官に現行犯逮捕されたものである（甲第〇号証）。

3〔ア 処分者の主張事実〕欄記載の事実を否認する場合の記載例

(1) 答弁書 第1（1ページ）
〔ア 処分者の主張事実〕 ① 請求人は、〇〇年4月10日午前10時ころ、栃木県宇都宮市埴田地内に所在する「ジュエリー関東埴田店」で、居合わせた警察官に、ロレックスの紳士用腕時計を窃取したとして現行犯逮捕された。
〔イ 請求人の認否及びその理由等〕 記載例 否認する。私は、当日の午前10時から午後3時まで東京都庁で開催された〇〇〇研修会に出席していたのであるから、そのようなことがあるわけがない（甲第〇号証）。

4 [ア 処分者の主張事実] 欄記載の事実の一部を認め、一部を否認し、残りの部分を知らない場合の記載例

(1) 答弁書 第1 (1ページ)

[ア 処分者の主張事実]

① 請求人は、①〇〇年4月10日午前10時ころ、栃木県宇都宮市塙田地内に所在する「ジュエリー関東塙田店」で、居合わせた警察官に、②ロレックスの③紳士用腕時計を④窃取したとして現行犯逮捕された。

[イ 請求人の認否及びその理由等] **記載例**

①は認める。

②は不知。私は、当該腕時計の機能にのみ関心があったのであり、それがどこの会社のものであるかには全く関心がなかった。したがって、私は、当該腕時計がどこの会社のものか特に意識して見ていたわけではないので、それがロレックスのものかどうかは知らない。なお、私はロレックスという名称さえ答弁書で初めて知った。

③は否認する。窃取したのは婦人用腕時計である（甲第〇号証）。私は妻の誕生日のプレゼントとするため腕時計を探していたが、当該腕時計を窃取してしまったものである。